湖西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく湖西市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、湖西市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 計画の見直しに関すること。
 - (3) 計画の推進に関すること。
 - (4) 計画に関する事項を調査審議すること。
 - (5) 地域福祉の推進に関すること。
 - (6) 社会福祉法人の社会福祉充実計画の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 地域住民団体の代表者
 - (2) 福祉関係団体の代表者
 - (3) 関係専門機関・社会福祉施設の代表者
 - (4) 市行政関係者
 - (5) 学識経験者または福祉に関する識見を有する者
 - (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。 附 則

- この要綱は、令和3年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。